

**例外給付に関する確認依頼書提出の必要性について**

※従来の取扱いを変更するものではありませんが、保険者へ確認依頼書を提出する必要性の有無についての質問が多いため、要点を改めて整理しました。

※他市の被保険者の取扱いについては、各保険者へ確認をお願いします。

1 軽度者に対する福祉用具貸与

具体的な判断基準は、自主点検シートの33ページを参照のこと。

(1) 判断基準1に該当する場合

確認依頼書を提出する必要はありませんが、適切なケアマネジメントのプロセスを踏んだ上でケアプランに位置付けてください。(実地指導時などに、必要に応じて資料の開示を求めることがあります。)

(2) 判断基準2に該当する場合

医師への照会、サービス担当者会議の開催後、確認依頼書に下記の書類を添付して提出してください。

- ・第1表 (居宅サービス計画書 (1))
- ・第2表 (居宅サービス計画書 (2))
- ・第4表 (サービス担当者会議の要点)
- ・医師の医学的な所見の記録がわかるもの

2 要介護等の認定期間の半数を超える短期入所サービス利用

サービス担当者会議の開催後、確認依頼書に下記の書類を添付して提出してください。

- ・第1表 (居宅サービス計画書 (1))
- ・第2表 (居宅サービス計画書 (2))
- ・第4表 (サービス担当者会議の要点)
- ・第6表 (サービス利用票 (兼居宅サービス計画))
- ・第7表 (サービス利用票別表)

3 連続して30日を超える短期入所サービス利用

2と同様とします。

4 同居者のいる生活援助中心型訪問介護利用

2と同様とします。

※同居家族が要介護、要支援認定を受けている場合でも提出してください。

(理由) 認定の有無が、同居家族が家事を行うことが不可能、あるいは行わせるこ

とが不適切との判断に必ずしも結びつかないケースもありますので、当面の間は提出をお願いします。

- 5 訪問介護における院内介助利用  
2と同様とします。

- 6 その他留意事項

例外給付の容認日は、要介護認定または要支援認定の有効期間の満了日までとなりますので、更新後も例外給付が必要な場合は改めて確認書の提出をしてください。